

参考資料 議論と関連する法律の規定

【刑法】

(拘禁刑)

第十二条 拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、一月以上二十年以下とする。

2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。

3 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

【刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律】

(遵守事項等)

第七十四条 刑事施設の長は、被収容者が遵守すべき事項(以下この章において「遵守事項」という。)を定める。

2 遵守事項は、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

(一～八 略)

九 正当な理由なく、第九十三条に規定する作業を怠り、又は第八十六条第一項各号、第百三条若しくは第百四条に規定する指導を拒んではならないこと。

(以下 略)

(矯正処遇)

第八十四条 受刑者には、矯正処遇として、第九十三条に規定する作業を行わせ、並びに第百三条及び第百四条に規定する指導を行う。

(2～5 略)

6 矯正処遇は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用して行うものとする。

(改善指導)

第百三条 刑事施設の長は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導を行うものとする。

2 次に掲げる事情を有することにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し前項の指導を行うに当たっては、その事情の改善に資するよう特に配慮しなければならない。

一 麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存があること。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条

第六号に規定する暴力団員であること。

三 その他法務省令で定める事情

(以下 2、3 略)

(診療等)

第六十二条 刑事施設の長は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、刑事施設の職員である医師等（医師又は歯科医師をいう。以下同じ。）による診療（栄養補給の処置を含む。以下同じ。）を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする。ただし、第一号に該当する場合において、その者の生命に危険が及び、又は他人にその疾病を感染させるおそれがないときは、その者の意思に反しない場合に限る。

- 一 負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、又はこれらの疑いがあるとき。
- 二 飲食物を摂取しない場合において、その生命に危険が及ぶおそれがあるとき。

(以下 2、3 略)

(社会復帰支援)

第百六条 刑事施設の長は、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行うものとする。

- 一 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 就業又は修学を助けること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、受刑者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。

- 2 前項の支援は、その効果的な実施を図るため必要な限度において、刑事施設の外の適当な場所で行うことができる。
- 3 刑事施設の長は、第一項の支援を行うに当たっては、矯正処遇の実施状況、第八十五条第三項の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び受刑者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする。
- 4 刑事施設の長は、第一項の支援を行うに当たっては、保護観察所の長と連携を図るよう努めなければならない。

【刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則】

(法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情)

第六十四条 法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 人の生命又は身体を害する罪により刑の執行を受けている者について、その被害者及びその親族その他の関係者に対する謝罪の意識が低いこと。
- 二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十一条まで、第二百二十五条（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の二第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十七条第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十八条（同法第二百二十五条、第二百二十六条の二第三項又は第二百二十七条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同法第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）の罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足があること。
- 三 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百十六条第一項、第百十七条第一項若しくは第二項、第百十七条の二第一項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第百十七条の二の二第一項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）、第百十七条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百十八条第一項（第一号及び第四号から第六号までに係る部分に限る。）、第二項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第三項若しくは第百十九条第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から第二十号まで（第一号、第二号及び第十八号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号から第三号まで（第二号及び第三号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。
- 四 刑法第百九十九条、第二百四条、第二百五条又は第二百八条の罪その他身体に対する有形力の行使により、他人の生命又は身体の安全を害する犯罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足があること。